江戸川区制限付一般競争入札実施基準に係る運用基準

第１　入札参加者

（１）　入札参加者名は、入札後、契約手続を終了するまで公表しない。

（２）　現場説明は行わず、資料を送付する。

（３）　設計図書等の資料の複写費及び送料等の実費は、入札参加者が負担するものとする。

第２　経営不振の状態

経営不振の状態とは、次の状態にあるものとする。

（１）　不渡手形等を発行したもの

（２）　債務超過等により工事の完成が困難と認められるもの

（３）　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定により再生手続開始の申立てをしたもの。ただし、同法第174条第１項の規定により裁判所から再生計画認可の決定を受けたものは除く。

第３　入札

入札の際には、内訳書を提出するものとする。ただし、設計等委託の入札の際は、江戸川区が必要と認めた場合に限り提出するものとする。

第４　低入札価格調査等

（１）　契約担当者等は、江戸川区制限付一般競争入札実施基準（平成12年４月１日適用）第10条第１項ただし書に該当する場合は、江戸川区低入札価格調査制度実施要綱に基づき調査を行う。

第５　委任

この運用基準に定めるもののほか必要な事項は、総務部契約課長が定める。

一部改正〔平成25年４月１日施行・30年４月１日・令和３年基準８号・７年４月１日〕

付　則

この運用基準は、平成12年４月１日から適用する。

付　則（平成25年４月１日）

この運用基準は、平成25年４月１日から施行する。

付　則（平成30年４月１日）

この基準は、平成30年４月１日から施行する。

付　則（令和３年10月１日）

この基準は、令和３年10月１日から施行する。

付　則（令和７年４月１日）

この基準は、令和７年４月１日から施行する。